変更後	変更前
（定義） **第2条**　この規約で「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。 2～4　（略）	（定義） **第2条**　この規約で「医療機器」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。 2～4　（略）
5　この規約で「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 6　（略）	5　この規約で「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 6　（略）
附　則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	

○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
卣	平成二十七年八月五日	平成二十七年九月三日から同年十二月二十日まで	MIHO MUSEUM 館長　辻　惟雄 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 株式会社京都新聞社 代表取締役社長　黒田　清喜 京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百三十九	MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十七年九月十五日から同年十二月十三日まで
簋	同右	同右	同右	同右
方鼎	同右	同右	同右	同右
壺（a）	同右	同右	同右	同右
鍾	同右	同右	同右	同右
壺（b）	同右	同右	同右	同右
壺（c）	同右	同右	同右	同右
盤	同右	同右	同右	同右
俑「踊る婦人」	同右	同右	同右	同右
舞人俑（a）	同右	同右	同右	同右
舞人俑（b）	同右	同右	同右	同右
十字架	同右	同右	同右	同右
十字架ペンダント	同右	同右	同右	同右
聖母像浮彫	同右	同右	同右	同右
聖母像	同右	同右	同右	同右